

八尾市庁舎泡消火設備一斉開放弁更新業務仕様書

第 1 節 概 要

1 件 名

八尾市庁舎泡消火設備一斉開放弁更新業務

2 目 的

八尾市庁舎本館に設置する泡消火設備一斉開放弁は、設置から 30 年以上が経過しており、経年劣化等の恐れがあることから、火災発生時において速やかに消化を行い、庁舎利用者の安全を確保するため、機器等の更新を行うものである。

3 場 所

- (1) 名 称 八尾市庁舎本館 別紙 1 「市役所位置図」を参照
- (2) 所在地 八尾市本町一丁目 1 番 1 号
- (3) 規 模 敷地面積 本 館 6,218.01 m²
延床面積 本 館 21,870.58 m²
構造 S R C 及び S 造

4 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、現場施工は令和 8 年 3 月 20 日までに完了すること。

5 作業時間

- (1) 本業務の作業時間は、原則以下のとおりとする。
 - ・作業時間 毎日 21:00 から翌 7:00 まで
 - ※市の業務により、上記作業時間を変更する場合がある。
- (2) 落札者（以下「受注者」という。）は、施設の運用に支障が生じないよう、事前に八尾市（以下「発注者」という。）と業務の進め方について協議を行うこと。

第 2 節 更新内容

1 対象設備等

- (1) 対象設備等は、下表のとおりとする。
- (2) 一斉開放弁の位置については、別紙 2 「一斉開放弁配置図」を参照すること。
- (3) 更新する一斉開放弁は、消防検定品の減圧開型、かつ一次側及び二次側に弁が内蔵されているもの。
- (4) 工事に伴う配管改修は下表のとおり本業務に含むこと。
また、配管は防錆（合成樹脂調合ペイント）塗装を行うこと。
- (5) 必要に応じて高所作業車等を見込むこと。
なお、高所作業車等が必要な場合、庁舎地下駐車場の入口は高さ 2.0 m 制限であることから、制限内で入場できる車両を用意すること。

名称	規格	数量	単位
一斉開放弁	減圧開型 50 A	56	台
仕切弁	50 A	56	個
配管用炭素鋼鋼管	白付 50 A	56	セット
配管用継手類、パッキン類		1	式
消耗品雑材		1	式
配管取替費	既設撤去含む	1	式
機器取付費	既設撤去含む	1	式
搬入搬出費	既設撤去含む	1	式
調整試験費		1	式
廃液処理費	取替時排出分のみ	1	式
塗装費	材工共 捻子部錆止	1	式
高所作業車	オペレーター含む	1	式

2 既設泡消火設備仕様

- (1) 一斉開放弁
型式：DVS-50
製造：日本ドライケミカル株式会社
※ガスケットには石綿が含有されています。
- (2) 泡消火ポンプ
型式：KTY2-1006×3S-M22
製造：株式会社川本製作所

(3) 屋内消火栓ポンプ
型式：K T M 2 - 6 5 6 × 4 S - M 1 1 T B
製造：株式会社川本製作所

(4) 貯蔵槽等泡消火薬剤
消火薬剤貯蔵槽：P P T K 4 0（水成膜3%）
消火薬剤：水成膜400L

3 施工条件

- (1) 本仕様書及び図面に記載されていない事項は、以下に準ずるものとする。
- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編最新版）」
 - ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編最新版）」
- (2) 業務着手前に現場状況を調査し、本仕様書と不一致がある場合は、発注者に報告すること。
- なお、調査方法については、事前に発注者と協議を行うこと。
- (3) 本業務の施工について、八尾市消防本部予防課への申請、届出、試験及び協議（事前協議、検査立会等）を行うこと。
- (4) 更新に伴う泡消火設備の未警戒範囲は最小限に留め、未警戒となっている範囲は、当日の作業前及び作業後に発注者に報告を行うこと。
- (5) 更新に伴う配管内の水抜き、水張り及び泡消火薬剤の処理、補充は本件に含むこと。
- (6) 施工上、第三者等に対する安全配慮が必要な対策は本業務に含むこと。
- (7) 施工後は、アラーム弁等の圧力確認、バルブの状態確認を行い、警戒状態であることを確認すること。
- (8) 配管取替後、常用圧力で水張りを行い継手部の目視及び触診にて漏水確認を行うこと。
- なお、試験方法については、発注者と協議すること。
- (9) 撤去品の廃材等については、関連する法令等を遵守するとともに、受注者の責任において適切に処分すること。
- (10) 設備配管内の薬剤が、庁舎内の他の排水設備に流入しないように留意するとともに、飛散、漏洩しない措置を講ずること。
- (11) 作業に係る資機材等は、受注者において準備すること。
- (12) 受注者は、事前に本市消火設備について、別紙3「消火設備系統図」を参照に把握し、更新する設備以外に影響を与えないようにすること。

第 3 節 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は「八尾市庁舎泡消火設備一斉開放弁更新業務」に適用する。

ただし、仕様書に記載なき事項、疑義については、発注者と受注者の協議による。

2 法令等の遵守及び官公庁等への手続き

- (1) 本件の履行にあたっては、本仕様書、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防法、電気事業法及びその他関係法令に基づいて実施すること。
- (2) 本件の履行に必要な監督官庁からの指示命令等を遵守すること。
- (3) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）の内容を十分に理解し、遵守すること。

3 関係書類

- (1) 受注者は、発注者が指示する書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 本業務において必要な諸官庁等への届け出手続きは、受注者の責において行うものとする。

4 作業計画

- (1) 受注者は契約締結後、直ちに本業務の作業計画予定表を作り、発注者に提出し、その承諾を得ること。
- (2) 作業実施日時については、庁舎を利用する者に影響が生じないように発注者と受注者で協議の上決定するものとする。

5 統括責任者

- (1) 本業務を円滑に履行するため、総括責任者を定めるとともに、組織体制を発注者と協議の上定め、承認を受けること。
- (2) 総括責任者は、常に発注者と連絡を密にするとともに、業務の指導監督を行い、実務遂行に万全を期すこと。
- (3) 統括責任者は、受注者の従業員（以下「業務員」という。）に対して常に教育訓練に努め、業務内容の向上に努めること。

6 作業員名簿

受注者は、この業務に従事する作業員の名簿（資格、実務経験を明記したもの）を提出すること。

7 保安等

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたり十分な保護、保安設備を設け危険防止については、十分な予防処置をすること。
なお、仕様書に記載のない事項でも、技術上、保安上必要な作業は実施すること。
- (2) 受注者は、庁舎の機器その他に損傷を与えた場合、全て受注者の負担により、原状復帰しなければならない。
- (3) 作業は、事故に注意を払って行い、安全確認、危険防止を必ず行うこと。
事故が起きたときは、発注者に重大な過失がない限り全て受注者の責任とする。
- (4) 受注者は、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努めること。

8 免許等

本業務に従事する者は、本業務に関する十分な知識と経験を有する者とする。
また、資格（国家資格等）が必要な作業にあたっては、有資格者に行わせること。

9 結果報告

受注者は、本業務終了後、速やかに更新業務の結果を発注者へ提出すること。

10 検査

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、発注者の検査を受け、合格を得ること。
なお、検査を受ける場合は、更新現場の写真を添付して発注者に提出すること。
- (2) 検査の結果、不備と認められる事項については、発注者と打ち合わせを行い、速やかに部品の取替等を行うこと。
- (3) 取替等に対し生じた費用については、原則、受注者の負担とする。

11 契約不適合

- (1) 発注者は、委託業務内容が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。
- (2) 発注者は、検査を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

12 服務規程

- (1) 受注者は、本業務に関する契約書、仕様書及び指示事項について、業務員に周知させ、業務を円滑に進めるよう指導すること。
- (2) 業務員には、制服を着用させ、各人名札を付けさせるとともに、業務員であることが確認出来る身分証明書等を携帯させること。
- (3) 資格を要する業務で免許書等の携帯が義務付けられている業務に従事させる場合には、必ず免許証等を携帯させること。

- (4) 庁舎内外において来庁者と接する場合は、丁寧に対応し、来庁者に不快の念を与えるような言動がないよう注意すること。
- (5) 受注者及び業務員は、業務上知り得たことについて、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受注者及び業務員は、庁舎の秩序及び規律を乱し、業務の円滑な遂行を妨げるような行為をしてはならない。

13 その他

- (1) 本業に要する必要な諸経費は、全て受注者が負担すること。
ただし、業務に必要な電力及び水は発注者の負担とする。
- (2) 本業務の履行に必要な控室、倉庫及びスペース等については、協議の上、発注者が供与する。
ただし、庁舎の運営に影響が生じる恐れがある際は、供与できない場合がある。
- (3) 故障時の緊急事態に備えて適切な処置が行えるよう、技術者の派遣体制を確立しておくこと。